



赤村議会だより

おおば
大場
しんじ
信司 議員

昨年の西日本豪雨の その後の梅の木貯水池 について

大場議員 問

昨年西日本豪雨で梅の木貯水池の堤体が決壊し、災害が起る危険が非常に高かったが、その後村の対応はどうなっているのか。梅の木用地買収から池の中の工事が出来なくなっているが、どう決着つけるのか。

道村長 答

梅の木貯水池の堤体について、これは一部決壊をいたしました。平成30年12月27日に工事を発注し、令和元年6月28日に災害復旧工事が完成いたしました。提案致しました訴えの提起については、今日まで3回裁判を行っている最中で、現在係争中でございますので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

大場議員 問

令和元年、赤村村制130年の節目の年に、原告 道 廣幸村長、原告代理人 赤村の顧問弁護士加藤先生が全国的にもあまり例を見ない、住民に行政サービスをする役場が赤村住民を訴えるということが行われました。梅の木ため池に関して裁判を起こすというところが行われたことについて、原告の村長はどう考えて、こういう結論に達したのですか。



道村長 答

60数年前から「老ため」村長たちが努力して、立派なため池にするために、村の財源が乏しい中で、国の補助が無いと出来ないということで、陳情した結果、国の許可が出たんですけど、用地が村の用地じゃないと出来ないということ、その用地を村の登記にしないといけないということで、裁判を起こした次第でございます。

大場議員 問

いきなり裁判所から被告人ということ、詐欺、横領、暴行、窃盗もしてない赤村村民および赤村出身の方が犯罪者みたいな仕打ちをうけて、非常に可哀想と思いませんか。彼らはこのことは、先祖末代まで原告の道村長の名前を忘れないと言っていました、村長何か答えてもらえませんか。

道村長 答

私は議会の議決をもとに、私らとしての判断で、裁判というかたちになったということになっております。

大場議員 問

昭和31年から始まっていると思いますが、梅の木ため池の工事が終了し、土地改良組合から引

き渡されたことから始まっている案件と聞いていますが、なぜその時に地権者と役場の間で用地の名義が個人から村へ、変更がなっていないと分らなかったのか。当然原告の道村長も訴えられている被告人の方々も当時を知らない人が原告、被告という立場で裁判で係争しているが、良い知恵を出すことは無かったのか。

道村長 答

私も議員さんの言う通りのが出来なかったから、今までズルとそういうかたちになったと思っております。もしあれが決壊とかなれば、大変なことになるということを思って、決定しました。

大場議員 問

平成16年から17年くらいに、ため池が漏れているということが分かり、県の方に修理・補修を申請して、危険ため池として認定された。工事の許可がおりかけた時に、ため池の中の土地が村の土地ではなく、個人の名義の土地があるということ、工事計画がストップをしたと聞いていますが、村長は、当時総務課長か副村長をなさってたんですかね。職員であったことは間違いないと思いますけど、危険なため池があることを認識していたにも関わらず、その当時に決着しなかったのですか。

道村長 答

その当時、職員でありましたけど、問題については、あまり関わってなかったんです。その当時、村長なり担当職員は、一生懸命その件について地権者等、色々な方に努力したということは聞いております。

大場議員 問

当時、認識はしてま
員の方みんな共有はしてなかつたんで
すかね。早急に解決すべき問題であつ
たのに、なぜズルズルいったのか。こ
れは行政の責任じゃないですか。

道村長 答

歴代の村長をはじめ、
当時の担当、職員等は
折衝しているということを私は認識し
ております。どうしても裁判までいか
ないと、この問題は解決しないんじや
ないかということでございます。

大場議員 問

赤村役場の土地で村
道とか学校とか、た
め池等色々な土地があると思いま
す、どれくらいの土地で名義変更が
なされてないか分かりますか。件数
で教えて下さい。このようなことが
また起こったら、村民を訴えること
があるかもしれないので。早く名
義を変更しなくては駄目ですよ。名
義が変わってない土地はどれくらい
あるんですか。

道村長 答

私自身把握してません
ので、正確な数字は後
程答えさせていただきます。

大場議員 問

大体の数字は分か
りませんか。

大場議長 答

執行部誰か分かりま
すか。

大場議員 問

執行部はこういう事
案も分からんわけ
ですか。こういう一般質問があるなら
調べるべきじゃないんですか。赤村
の土地に関して裁判しよるんでしょ
要するに。住民を訴える、また訴え
る可能性ありますよね。学校の敷地

に個人の土地があつたとか、色んな
想定があると思います。そういう数字
も把握できてないんですか。

大場議長 答

議長から一言申し上
げます。この梅の木
ため池の裁判の件につきましては、
執行部から答えたとおり、先の臨時
議会の中で議会としても裁判につい
ては、承認を致した問題であります。
それは大場議員はよく理解した上で
の発言。今回の質問は裁判をしまし
たけど、その後どうなってるのかと
いうのがこの問題の趣旨だったんで
すけど、執行部の方から今係争中で
あるから答弁は控えたいという話の
続きで、今のような議論になってい
るわけでありまして。で、色々双方今
議論してますけど、要は危険を早く
除去したいというのがやっぱり大き
な目的でございます。それは双方
同じなんです。色々今少し意見の
ズレ等があると思えますけど、議長
としては、先程から情報漏れ等の話
も含めてですね、もしそういうこと
があるようだったら、本当に困った
問題ですので、これは再度執行部と
しても情報の徹底というのは、やつ
てもらいたい。それからあの質問者
についても、あの議会で承認した内
容であるということを理解した上で
の質問をお願いしたいと思えます。
出来ればさっき言ったように、危険
を早く除去したいというのが大きな
目的であるならですね、執行部も裁
判をするのが大きな目的じゃないと
いうことをさっきから答えてますの
で、できれば早急に話をつけてもら

いたいというのは議会も同じです
から、今被告となつていてる方たちと
きちつとした話を含めてですね、そ
ういう余地を残した話をしていただ
きたいと思っております。それじゃ
あ質問を続けます。大場信司君。

大場議員 問

さっきまた色々
召集された中でちよつと言います
分がありました。最後に赤村役場の
土地で村道とか学校の名義が変わ
らない土地どれくらいありますか。
またこういう具合に裁判になったら
困るから、把握してちゃんと名義を
変えて下さい。だから数だけ教えて
下さい。

道村長 答

担当課長の方に把握さ
せてますので、担当課
長の方から説明させます。

溝邊産業 建設課長 答

現在まで、未登記
総数でございます。
大字赤が154件、大字内田が15
3件、計307件でございます。

大場議員 問

お金はかかると思
います。国土調査に併せてしてるの
分かりますけど。危険だから早く修
理しなければ。だから裁判に訴える。
それもひとつの手ですけど、住民感
情をあまりにも逆なでしないように、
行政は住民にサービスをするところ
ですから。以後そういうことを頭
の中に入れて行動を起こして下さい。

赤村議会議員 10月 出席行事

- 2日 人権・同和問題研修大会(田川市)
- 3日 田川斎場組合議会定例会(田川市)
- 4日 田川護国神社秋季大祭(田川市)
- 6日 天皇陛下御即位福岡県民の集い(福岡市)
- 7日 議会広報委員会(住民センター)
- 8日~10日
田川郡町村議会議長会行政視察研修(石川県・富山県)
- 16日~17日
赤村議会議員行政視察研修(長崎県)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 27日 赤村制130周年記念行事(住民センターほか)

赤村議会議員 11月 出席行事予定

- 7日 田川郡町村議会議長会議員研修(大任町)
- 9日 赤村文化祭(住民センター)
- 13日 第63回町村議会議長全国大会(東京都)
- 19日 福岡県町村議会広報研修会(福岡市)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 30日 松本國廣氏叙勲受章祝賀会(田川市)

※「議会だより」につきましては、赤村議会広報委員会が編集を行ったものです。(10月20日現在)